

「(仮称) 大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる企画・運営等業務委託の事業者の募集について 質問及び回答

質問		回答
1 <仕様書P. 1、5 – (1) – ③> 万博記念公園は必須とありますが、すでに会場を押さえている、または想定しているエリア及び実施内容はござりますか。基本的に万博記念公園を使用してのプログラムを実施する上で自由提案という認識でお間違いないでしょうか。		万博記念公園で実施するプログラムに関して、こちらで会場は押さえておりません。使用するエリアおよび実施内容については、自由提案としてお考えください。
2 <仕様書P. 1、5 – (1) – ③> 万博記念公園会場が必須とされる理由は何でしょうか。		万博記念公園は大阪府域において集客効果の高い屋外会場のひとつであり、今後も積極的に有効活用していきたいと考えているため、必須としています。
3 <仕様書P. 4、5 – (5) – ③> ポスター、チラシ、パネルの想定枚数・設置想定場所がございましたらご教示下さい。		広報物の配布等については、プログラムごとに効果的な広報計画が異なるため、想定枚数・設置想定場所は設定しておりません。広報計画とあわせて積極的なご提案をお願いします。
4 <仕様書P. 4、5 – (5) – ⑦> 想定配架場所の数・枚数等について目安でも結構ですので教えて頂けないでしょうか。		府内市区町村の関係部署や文化施設など約200か所にチラシを8,000部、ポスターを300部程度配布することを想定しています。なお、プログラムによって、配布先や配布枚数を検討のうえ指示します。
5 <仕様書P. 2、5 – (1) – ③> 「実施するプログラムは、無料・有料は問わない」とありますか、大阪国際文化芸術プログラムでの無料・有料公演の実績と、有料公演で行った場合の収入の扱い（実行委員会とコンテンツホルターとの具体的な取り分）についてご教示いただけます。		大阪国際文化芸術プロジェクトにおける無料・有料公演の実績については、大阪国際文化芸術プロジェクトのホームページをご確認ください。 (公式ページ) https://osaka-ca-fes.jp/project/ 有料公演における収入の取扱いについては、プログラムごとに協議し決定しますが、原則として事業予算に充当することとし、プログラムの充実や発信強化に活用してください。
6 <募集要項 P 6、(3) – ① – イ – (ア) – I> 大阪国際文化芸術プロジェクトのプログラムとなっていた「大阪城西の丸薪能」に関しては、プロジェクト実施以前から継続している事業であると思われます。こちらは、本事業として2026年の実施に向けて、すでに何か動きがあるのでしょうか？ また、既存事業として予算を持っていたものと思われますが、こちらはプロジェクトとしてどのような予算配分（收支含む）だったのかをご教示いただけます。		「大阪城西の丸薪能」は、大阪国際文化芸術プロジェクト実施以前から継続して実施している事業ではありません。 今後については、今回の提案内容に基づき、協議のうえ決定します。
7 <募集要項 P 6、(3) – ① – イ – (ア) – I> 「文化芸術の振興」に寄与するプログラムを実施するとありますが、何を以て「振興」と考えているのかをご教示いただけます。 特に、本事業で対象に挙げられている古典芸能（歌舞伎・能・落語等）については、長い歴史の中で形が作られ、すでに「完成」の域に達しているものと思われます。 その中で、外部（行政）として何を目的に据え、どのようなゴールを目指しているのかが、募集要項や仕様書からは明確に理解ができないため。		文化芸術の振興については、企画提案の内容に関わるため、募集要項、仕様書及び説明会での内容を踏まえ、ご判断ください。
8 <募集要項 P 6、(3) – ① – イ – (ア) – I> 他の都道府県（海外を含む）で取り組んでいる事例で、本事業で参考にしている、もしくは参考にしたいと思うような事例があれば、ご教示いただけます。		大阪独自の取組みを進めていることから、参考にしている事例等はありません。
9 <募集要項 P 7、(3) – ① – イ – (ア) – I – (ii)> OIAについて、過去に出展したギャラリーや後援国・地域等の担当者をご紹介いただくことは可能でしょうか？ また、昨年度実施したOIAの収支について開示いただくことは可能でしょうか？		過去のOIAにおいて、大阪文化芸術事業実行委員会の持つ繋がりを活用して出展いただいた一部のギャラリー等については、業務委託契約後に、当該担当者をご紹介することは可能です。しかしながら、アートフェアの取組みはプロデューサーとギャラリー、大使館・領事館等との関係性により成り立っている部分が多くありますので、受託事業者の持つ繋がりを活用して出展・後援等いただいたギャラリー等については、当該担当者のご紹介はできかねます。 また、OIAの収支については、アートフェアという分野の特性上、プロデューサーや事業者のノウハウによるところが大きく、開示することはできません。
10 <募集要項 P 7、(3) – ① – イ – (ア) – II> エッジの効いた新たな文化芸術プログラムは必ずしも公演等のプログラムでないといけないのでしょうか。文化芸術鑑賞に踏み出す機会の創出と捉え、異なるアプローチからの施策でもいいのでしょうか。		募集要項 P 6、(3) – ① – イ – (ア) に記載のとおり、公演等のプログラムについて、ご提案をお願いします。